

令和6年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年3月21日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第18号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第19号	飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第20号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第21号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第22号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第23号	飛騨市特別会計条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第25号	飛騨市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第26号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第27号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第28号	飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第29号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第30号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第31号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第32号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について

令和6年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年3月21日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第33号	飛騨市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて
第17	議案 第34号	証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
第18	議案 第35号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第36号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第20	議案 第37号	飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第38号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第22	議案 第39号	指定管理者の指定について(飛騨市西忍コミュニティーセンター)
第23	議案 第40号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
第24	議案 第41号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ・飛騨市古川町森林公園)
第25	議案 第42号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第26	議案 第43号	飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第27	議案 第44号	飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
第28	議案 第45号	令和6年度飛騨市一般会計予算
第29	議案 第46号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第30	議案 第47号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第31	議案 第48号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計予算

# 令和6年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年3月21日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第32	議案 第49号	令和6年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第33	議案 第50号	令和6年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第34	議案 第51号	令和6年度飛騨市給食費特別会計予算
第35	議案 第52号	令和6年度飛騨市水道事業会計予算
第36	議案 第53号	令和6年度飛騨市下水道事業会計予算
第37	議案 第54号	令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第38		一般質問
第39	議案 第55号	飛騨市副市長の選任につき同意を求めることについて
第40	議案 第56号	飛騨市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○出席議員（14名）

1番	佐中	藤田	克利	成昭
2番	小笠	原上	美雅	子廣
3番	水谷	上口	雅敬	信孝
4番	谷上	吹	豊	要二
5番	森井	端	浩史	朗美
6番	澤住	田川	清文	博憲
7番	前野	村山	文勝	恵子
8番	籠高	山原	美勝	美子
9番			恵邦	
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	下	明	宏
教育長	之	畑	康	子
総務部長	沖	尻	孝	之
企画部長	谷	田	雄	郎
市民福祉部長	森	井	弘	史
商工観光部長	藤	上	あ	さ
農林部長	畑	村	久	徳
基盤整備部長	野		英	樹
環境水道部長	森	山	裕	和
病院事務局長	横	藤	直	樹
教育委員会事務局長	佐	村	賢	一
会計管理者	野	邊	康	智
消防長	渡	田	丈	郎
神岡振興事務所長	堀	井	大	輔
危機管理監	三	見	友	康
財政課長	高	畑	浩	司

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	島	中	み	な

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により12番、野村議員、13番、籠山議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第18号 飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について  
から

日程第37 議案第54号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第38 一般質問

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第18号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第37、議案第54号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの36案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。36案件の質疑と併せて、これより日程第38、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に1番、佐藤議員。

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

昨夜から季節外れの雪に見舞われて、今朝早くから市の職員は被害状況の把握に努められ、被害がないことを祈るばかりです。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1つ目ですが、飛騨市図書館の在り方について。休館日、図書整理日の見直しについてお伺いします。

飛騨市図書館条例において、休館日、図書整理日について定められていますが、高山市図書館と比べても休館日が多いと感じます。図書館は単に本を借りるところだけではなく、夕方以降や休日にも開かれた公共施設として市民の居場所になっています。特に、学校や仕事終わりの学生や社会人に学習スペースとして利用されておりますが、月1日程度の休館日にとどめ、利便性の向上を図ったらいかがでしょうか。

市内には、夕方以降も開いている商業スペースもなく、公共施設である図書館が平日毎日開館していれば、親の送迎を待つ間、高校生も安心して図書館で勉強したり、ゆっくり休んだりできると考えます。また、開館日を増やすにあたっては図書貸し出し業務を終日設ける必要もないと

考えます。図書館運営の費用を抑えつつ、毎日図書館へアクセスできる環境が望ましいと考えます。そこで、休館日の見直しを検討されるかどうか伺いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

野村教育委員会事務局長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

飛騨市図書館についてのご質問です。休館日、図書整理日の見直しについてお答えをいたします。

最初に、現在の飛騨市の図書館の運営状況をご説明いたします。

現在、飛騨市図書館には10名、神岡図書館には7名の職員が配置されており、早番と遅番の交代勤務を行いながら、平日は朝9時から夜8時までの11時間開館しています。この飛騨市図書館を例に挙げますと、1日当たり7～8名の職員が同時に勤務しておりますが、これは週休二日制を確保するための最低限の人数だと考えております。

次に、県内の図書館の状況です。岐阜市立の中央図書館及び分館、また、高山市の図書館煥章館では週休日を設けておりません。これら比較的大規模な図書館では、職員を確保し開館日を増やす運営をされておりますが、下呂市や郡上市を含むほかの図書館は、飛騨市と同様に休館日が設けられております。なお、岐阜市立図書館は市直営ですが、高山市の煥章館は指定管理者によって運営されており、現在36名とたくさんの職員によって運営されております。仮に飛騨市図書館で高山市並みの運営をしようとする、職員を4人以上増員する必要があり、人件費に加え光熱費などの経費の増加も避けることはできません。

議員ご指摘のとおり、図書館は単に本を借りるところではなく、学生などの学習スペースとしての利用や、本以外の様々な情報を提供すると同時に、市民にとって安らげる居場所となることが求められていることは十分理解しております。しかしながら、飛騨市のような小さな町では、限られた財源と人的資源で可能な限りのサービスを提供する必要があります。そのため、市では図書館に対する市民のニーズを把握するため、アンケートを毎年実施しておりますが、現在の月曜休館を含めた運営状況で満足と回答している方の割合は80%でした。限られた職員数で運営している現在の状況を考えますと、休館日を設けていることについてはそれなりの理解が得られているものだと考えております。

これらを踏まえ、今後もこれまでどおりの休館日は設けさせていただきたいと思いますが、学習スペースの増設やおしゃべりができるフロアを設けるなど改善を行い、引き続き市民のニーズを調査しながら、さらにサービスの充実した使いやすい図書館、新たに来館したくなる図書館になるよう努めてまいります。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○1番（佐藤克成）

今、お答えいただきました中で、市民からのアンケートにより現状の休館日の状況からおおむ

ね80%以上の理解が得られているということがございました。また、学習スペースについても今後検討されるという発言をいただきました。

今回、私が休館日、図書整理日についての見直しを質問させていただいた背景には、平日は高校生の利用者がいらっしゃるということで、平日の月曜日が休みになると、その一日は一体どこで過ごすのかということになりまして、月曜日以外の開館日については確実に高校生等社会人の学習スペースとして利用されているものと認識しておりまして、一日だけであっても高校生、そのほか自由に車等を利用して移動することができない学生らにとっては、やはり古川駅周辺にある飛騨市図書館が居場所となっておりますので、学習スペースの確保ということで検討されておりますが、今後、休館日は設定しつつも、どのように学習スペースの確保を図っていくのかお答えいただければと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

学習スペースにつきましては、今御存じのようにぐるっと回り、カウンターのような形で学習スペースがございますし、2階でも学習スペースはございますけども、幼児フロアのほうに机がございます、そこに空いた机があるというようなことで、そちらを学習スペースとして提供したいと考えています。

そのほか、さっきサービスの件に触れましたけども、今あそこは飲食禁止となっておりますが、やはり夏場の水分補給とかが大事だということで、例えばペットボトルのような蓋つきの飲料でしたら飲んでいただいてもいいというふうに改善したいということも今考えています。

休館日を設けるにあたっては、やはりアンケートの中でもちらほらと月曜日は開けてほしいという意見もあることは十分承知しておりますけれども、今の人数ではできないということでございます。なので、来館されたときの満足度を高めようという方向で運営をしていくということでございます。

○1番（佐藤克成）

なかなか今の職員数ですぐに休館日を減らして、学習スペースとして利用してもらえるように開放するという事はなかなか難しいというのですが、飛騨市図書館以外にも古川駅周辺には総合会館や、詳しくは承知しておりませんが古川駅の観光案内所の隣の待ち合いスペース、あそこを単に公共交通機関利用者の待ち時間をベンチ等しかありませんけれども、飛騨市図書館休館日において、その他公共施設で利用できるスペースがあるんだという周知を図っていただいで、何とか高校生等の迎えを待つ間、勉強でしたりゆったりと過ごせるというような環境が飛騨市にあったらいいと考えますし、高山市の場合は公共施設以外にも民間の商業スペースがございます、そちらを利用して各自、自由に過ごすことができますけれども、飛騨市の場合は駅前になかなか利用できる商店がなく、気軽に過ごせるところがございませんので、飛騨市図書館を含め総合会館等、駅周辺部の公共施設で開放できる場所は開放していただければと思います。

次の質問に移りたいと思います。国民健康保険（市町村国保）についてご質問します。以降の質問においては、国民健康保険のことを「市町村国保」と統一して呼称させていただきたいと思っております。

1点目、飛騨市で保険料軽減を受けている世帯の割合と軽減率別の内訳についてお尋ねします。2017年の健康保険実態調査から、市町村国保の特徴として保険料の軽減措置を受けている世帯の多さが挙げられます。全世帯の6割近くが軽減措置を受けています。また、軽減率は2割、5割、7割とありますが、7割軽減が2割軽減、5割軽減よりも倍以上多く、軽減を受けている世帯の大部分が7割軽減であると承知しております。高齢化率40%を超える飛騨市ではどうかお伺いしたいと思います。

2点目、保険料の直近の収納率と100%への取り組みについてお尋ねします。

収納率は国民皆保険制度のもと、公平な負担の観点と保険料額算定の要素ともなっておりますので、100%であるのが望ましいと考えます。岐阜県で100%を達成したことがあるのは白川村だけと承知しております。飛騨市の収納率はトップレベルでございますが、まだまだ100%には至っておりません。

3点目、市町村国保の加入する若年層の保険料の負担が課題だと思われませんが、市の見解はいかがでしょうか。

協会けんぽ等の利用保険と比べても、市町村国保は加入者の年齢構成が高く1人当たりの医療費水準も高いです。また、軽減措置を受けている世帯の数の多さを見ても所得水準は低く、保険料の負担が重くなっています。市町村国保に加入しなければならない農家、自営業者等で医療費が少ない若年層にとっては大きな負担となっています。保険方式をとっている以上、医療に係るリスクに応じて保険料額が決められるべきと考えますが、現状、若年者は軽減措置を受けられず、所得に応じて高い保険料を支払っております。低所得者に対する保険料軽減措置のための財政支援があるならば、医療機関にかかる頻度の少ない若年層に対しては何らかの軽減措置を施し、保険料負担の公平を図り、可処分所得を増やす必要があると思います。若年層の保険料負担について過大なものと思われるかどうか、市のご認識を伺いたいと思います。

4点目、市町村国保に加入する若年層の軽減措置の検討についてお尋ねします。市町村国保につきましても、広域化に伴い県と市町村でそれぞれ役割分担がされ、市町村は保険料徴収にあたっては個人の事情に配慮して保険料を決定できると認識しております。現状、世代間の格差を是正する保険料にはなっていないと考えます。低所得者への軽減措置だけではなく、入通院するリスクに見合った保険料体系にすべきではないでしょうか。若年層に保険料払い損だと思われるように、若年層に対して負担感を緩和する措置を検討する考えはないでしょうか。よろしくお願ひします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

私からは、1点目の保険料軽減世帯の割合と内訳についてお答えいたします。

飛騨市国民健康保険において保険料軽減を受けている世帯は、令和5年度賦課期日現在の世帯数3,013世帯に対して、7割軽減は719世帯でその構成比23.9%、5割軽減は527世帯で17.5%、2割軽減は390世帯で12.9%が該当しており、軽減対象世帯数の合計は1,636世帯で54.3%となっています。なお、令和4年度の国民健康保険実態調査による全国平均では、7割軽減32.1%、5割

軽減13.7%、2割軽減10.8%、保険料軽減を受けている対象世帯合計では56.6%となっています。

2点目の、保険料の収納率についてお答えします。

飛騨市国民健康保険における令和4年度現年度分の収納率は98.67%となっており、議員おっしゃるとおり県内トップレベルの収納率です。飛騨市国民健康保険の被保険者全員から賦課された保険料を徴収することは当然のことであり、毎年度収納率100%となる努力は続けております。しかし、被保険者の中には失業や病気など、様々な事情により保険料を納付することがどうしても困難になる場合があります、収納率100%にはならないというのが実態です。

世帯の状況によっては、強硬に納付を迫ることで生活を崩壊させてしまう可能性もあるため、納付が滞っている被保険者に対しては、面談による納付相談等を通じて収入状況の把握に努め、納付誓約書を提出していただいた上で分納による納付につなげたり、場合によっては地域生活安心支援センター「ふらっと」や社会福祉協議会の支援機関等と情報を共有するなどしているところであり、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

若年層の国民健康保険料に関する3点目、4点目のご質問については一括してお答えさせていただきます。

国民健康保険などの医療保険は、多額の出費となりがちな疾病、負傷、出産などから保険の仕組みを利用して困窮に陥ることを未然に防止しようとするもので、社会政策の実現手段として、最終的には国が責任を持って運営するものであることから、保険と言っても民間の生命保険などとは異なる特質を持っています。

まず第一に強制的に加入していただく強制保険であること。第二に保険料は能力に応じて支払うこととなっている一方、給付は拠出した保険料とは必ずしも対応せず、保険制度の中に所得再分配の機能も含まれていること。第三に事業運営に要する費用の一部について、必要に応じ国や地方公共団体が財政的負担を行っていることの3点を挙げるすることができます。

国民健康保険に限らず、国民皆保険制度としての医療保険は健康な方も医療が必要な方もお互いが支え合う制度ですので、医療にかかるリスクに応じて保険料額が決まるものではなく、所得に応じてご負担いただくものであることから、若年層の保険料負担が過大であるとは一概には言えないと考えています。

これまでは議員がおっしゃるように現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という社会保障の構造でありましたが、国において全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」の構築を目指して法改正が進められています。一例として挙げますと、出産育児一時金の一部を後期高齢者医療制度加入者が負担する仕組みの導入、出産育児一時金の引き上げ、未就学の子供及び出産する被保険者に係る国民健康保険料の軽減などがあり、いずれも子育て世帯に対して負担感を緩和する施策となっております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（佐藤克成）

今、一概には若年者層の保険料負担は課題ではないというご回答がありました。保険料負担には、所得の再分配の機能があるということで、やはり所得に応じて、保険料を支払う方が能力に応じて払っていくのは当然必要かなと思いますが、今後、高齢者世帯が自然増する中で給付のほうに際限なくこれから拡大するような状況で、今、給付に充てる収入ですが、保険料と窓口負担

と公費が入っておりますが、なかなか給付の増大に対応するだけの保険収入ということで、若者の保険料負担が犠牲になっているというような印象はやはり拭えないと思います。

市町村国保は自治体が運営主体となっておりますので、何らかの若者世代の保険料負担の軽減策を検討いただけないかなという思いで質問をさせていただきましたが、飛騨市は先ほどの収納率の高さを見てもかなり力を入れているとお見受けしますが、令和3年度、全国815自治体のうち飛騨市国民健康保険特定健康診査の実施率が3年連続第1位、特定保健指導の実施率は第2位となり、厚生労働大臣より飛騨市が表彰されておりますが、特定健診及び特定保健指導実施率が高いということで、国民健康保険料の中から後期高齢者医療制度へ拠出しておりますが、後期高齢者医療制度への拠出金が減算されると負担が少なくなるということで、飛騨市の国民健康保険はこういった実績から後期高齢者医療制度への拠出金が減算されるということで、飛騨市国民健康保険加入者の保険料の引き下げにもつながっておりますが、どの程度この取り組みによって飛騨市国民健康保険加入者の保険料率が引き下げられている実感があるのかどうか、教えていただければと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

申し訳ありません。今そこまで手元に資料がないものですから、お答えできないというのが本音です。

○1番（佐藤克成）

失礼いたしました。自分の感覚では、これからも保険料負担は増大していくと思われませんが、今の水準がぎりぎりだというような世論の反応でございますので、今後、飛騨市の高齢化がどんどん進んでいく中で、ある程度もうこれ以上は保険料率は上げないというような方向性は出ているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

保険料の件につきましては、平成29年度に保険料の値上げを平成30年度からしていきますということを議会にもご説明させていただいて、平成30年度と令和元年度の2か年連続で保険料の値上げをさせていただきました。これは、飛騨市の保険料がすごく低くて、今、国のほうでも国民健康保険料の統一に向けて、しっかり県としてもイニシアチブを取ってやってくださいということの方針が出ております。それに従って県も令和6年度から令和11年度までの国民健康保険の計画の中に、保険料を統一していきたいというような方針がうたわれております。そこに向けて飛騨市としても値上げをしてきましたが、令和2年度、令和3年度、令和4年度、ここがコロナ禍にあったものですから、ここにつきましては値上げをせず据え置きにさせていただいたところで、ただし、令和5年度から再び保険料を値上げさせていただきます。令和6年度も引き続きという形で、基金をうまく使いながら徐々に値上げをさせていただいて、令和13年度には何とか県の平均レベルに追いつくような形での計画を立てておりますので、そのような計画で保険料の値上げは今やっているところでございまして、これは最初に申し上げましたけども、飛騨市の

保険料は本当に岐阜県の中でも最低レベルの保険料で維持してきたんですけど、なかなか年齢構造、所得構造の関係からもうこれ以上は引き上げをせずにやってくることはできないということで、このための財源として平成29年度のときに一般会計のほうから2億円を国保会計のほうに入れていただきまして、これは法定外の繰り入れなので、本当はあまりよろしくない繰り入れなんですけども、そういった財源を今使いながら徐々に激変緩和措置を講じてさせていただいておるといところでございます。

○1番（佐藤克成）

市町村国保に加入する職業別・年齢別構成を見ておりますと、その他の保健医療制度、協会けんぽですとか組合健保から見ますと、市町村国保の性格上、厳しい財政運営が行くのはやむを得ないところではございますが、1点、自営業者、農業者が飛騨市にいますので、やはり志を持って飛騨市で事業を進めたり、新規就農者として農家をやってみたりという方が若くして飛騨市を目指されるという状況にありますので、そういった方々が市町村国保に加入して、安心して保険料を払い続けられるような環境を目指していただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。少子化対策について、多子世帯を増やす取り組みについてお伺いします。

子供を産むかどうかは人生において個人の自由な決定に委ねるという考えが取られ、国のほうでも「人口政策」という言葉は使われてないようではございます。よって、国や自治体も子供を産み育てたい環境づくりという視点で政策を講じておられると思います。ただ、完全に個人の自由に任せていたら人口減少は止まらないと考えます。飛騨市でも、もっとインセンティブを与えていくようなことが必要ではないかと考えます。

今ほど、「人口減少」という言葉を使いましたが、「少子化は止まらない」と訂正させていただきたいと思います。

昨日までの一般質問における市長の答弁の中で指摘されていますとおり、人口の多い高齢世代の死亡数増加とその他原因により飛騨市の人口は確実に減少するものと理解しておりますが、「人口減少に即効薬も特効薬もない。」とおっしゃられるように、人口の自然減少分を子供の出生数を増やすことで人口を維持していくことは不可能だと承知しております。だからこそ、持続可能な飛騨市に向けた取り組みに注力していく必要性を飛騨市民全員で共有しなければならないと考えています。

今回多子世帯を増やす取り組みについて質問する背景には、社会保障費の負担増による若年層の手取り収入の減少や、大学進学率上昇や物価高騰のあおりを受けた教育費用の高騰、子育て世代自身の将来不安から、理想の子供の数を3人以上とする夫婦が3人目を断念しているケースがあるのではないかと考えたからでございます。経済的な理由であれば行政が積極的に支援し、子供が3人いても2人分の負担で済むように安心感を与えることができると考えます。飛騨市の多子世帯を増やす取り組みについてお伺いできたらと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

## △市長（都竹淳也）

私からはこの多子世帯を増やす取り組みということでご答弁申し上げたいと思います。

飛騨市で多子世帯に対する支援策というものがございまして、第2子、第3子に対する保育料の減免というのを行っています。ただ、これはあくまでも子育て世帯の支援と位置づけておりまして、議員からお尋ねのありました多世帯を増やすためのインセンティブというものは設けておりません。理由としては、インセンティブを設けることが第2子、第3子を増やすことにつながるかどうか、これが明確ではないということが理由になります。

人口の様々な分析から見ますと、第2子、第3子が増えない、つまりそこに至らない原因というのは割と明確になっておりまして、これは晩婚化であるというふうに考えられております。実際に統計的にはっきり出てくるのですが、結婚年齢が上昇するほど子供の数が少なくなるということははっきり現れております。これは妊孕性、つまり妊娠する力ですね。これが大きく関わっておるということでございます。特に女性の妊孕性、妊娠する力というのはいろいろな定説で医学会の様々なものにも出てまいりますけども、35歳頃からその低下が顕著となりまして、40歳を過ぎると急激に下がっていくということが医学的にも知られております。このために、結婚年齢が上がりますと出産のタイムリミット、その間が短くなりますから、この妊娠可能な期間が短くなりますので、それが子供が少なくなる原因となっているということです。加えて、妊娠に至ったとしても流死産率が高くなるとはっきりしておりまして、不妊治療を行ってようやく妊娠しても出産に至らないということが多くなるということでございます。

そうしますと、議員お尋ねの多子世帯、第2子、第3子を増やすためにはどうすればいいかというのは、結婚年齢を早めるというのが対策ということになっております。ただ、それは結婚の促進ということになりますが、それと同時にやはりこの妊孕性についての正しい知識を普及していくことが重要であると思います。結婚するということは個人の本当に重大な判断でありますけども、この妊孕性について知っていたか、知っていないかということは大きいと考えておるからでございます。実際に、この妊孕性に関する点については、就学期間、学校にいる間は妊娠に関する教育というのは行われるのですが、卒業して以降、成人期になりますとそうした情報に触れる機会が少ないということが課題になっています。したがって、実際に不妊治療に入られて妊娠のタイムリミットがあるということを知らなかったという方も多いというのが実情であると認識しています。

このために、市としては若者世代への妊娠についての正しい知識を得ていただくための講座を開催するという取り組みをしております。当初は一般社会人向けに始めたのですが、現在は社会に出る前の高校生向けにも対象範囲を拡大して実施をしております。ですので、これが多子世帯を増やすための直接的な対策、政策と言えるかもしれないというふうに思います。

一方で、ここ10年ほど結婚の基礎となる未婚男女の交際について大きな変化が出てきております。国立社会保障人口問題研究所が国勢調査の後に「出生動向基本調査」というものを行っておりますが、これを見ますと18歳から34歳の未婚男女のうち、交際している異性がないと答える人の割合が2010年以降急激に増加をしております。2021年の調査では約7割に達しております。しかも、交際を望まないという人の割合も増えておりまして、30代前半では未婚男性の40%、未

婚女性では35%ということになっております。恐らくこうした傾向は飛騨市も同じであろうと捉えております。

こうしたことがございますので、市では結婚相談業務とか婚活イベントなど出会いの場づくりということに取り組んでおりますけれども、この恋愛というのは、ある種最大のコミュニケーションですから、そうしたことを考えるとコミュニケーション能力を高めていくということも結婚の意欲を高める、あるいは結婚の年齢を早めていくということにつながるのではないかと考えておりました。これはやっぱり学校教育からの人間形成であろうと思っております。今、飛騨市学園構想というものに取り組んでおりますが、地域との連携による探究学習をやっておりますけれども、これは他者への関心というものを高めるという意味においては非常に重要な取り組みであると位置づけておりました。こうしたことも踏まえて、コミュニケーション能力を高める中で全体として流れを変えていくということになろうかと思っております。

ただ、いずれにいたしましてもこの結婚をめぐるトレンドというのは大きく変化しておるわけですが、一方で、これは人間のデリケートなマインドに関わる問題でありますから、なかなか解がないというのも現状です。したがって、こうしたいろいろな統計とかデータに基づいて正しい分析をしながら、できる限りのことに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○1番（佐藤克成）

自分はそのままでまだ物が見えていないのでいろいろ勉強になるんですけども、やはり晩婚化ということが出生数が伸びないという理由で、自分も30代前半でありますけれどもパートナー含め、やはり30代を超え、妊孕性のことも意識しなければならない年齢になってきておりました。やはり自分自身はパートナーも含め妊孕性に対する知識は割とあるのかなと思うところですが、今、成人年齢引き下げに伴いまして、結婚できる年齢が男女18歳と一律になって、一部は引き上げられたということで、それに伴う影響として、それで晩婚化ということにはならないかとは思いますが、大学進学率の上昇もあって、進学して何年間か社会経験を積みながら異性との出会いということになりますと、やはり妊孕性を意識した年齢にどうしても近づいてきてしまって、結果、理想とする子供の数がなかなか多くは望めないというような状況になっているかと思っております。今、教育期間中であればこの正しい妊孕性についての知識を持つ機会もありますし、社会へ出る前にも妊孕性の知識を正しく身につけていただけるような教育というものも行われると期待できますので、引き続き知識の普及に取り組んでいただければと思います。

今晚婚化ということもありましたけれども、異性とのコミュニケーション能力、他者への関心を高める中でそういった出会いの場をつくっていくということもありますけれども、今は人手不足で20代、30代の方は本当に現場で人のやりくりが大変な中で頑張っているというところで、仕事も大変で休日にも本当に貴重な休みだということで、体を休めるというようなことに時間が割かれ、異性と積極的に出会う場に参加したり、結婚に消極的になってしまうというような状況が見られるかなと思います。

20代、30代は仕事を一生懸命していただくのは当然なんですけれども、やはり女性の社会進出に伴って女性も職場に入って来られ、当然の権利として産前産後の休暇ですとか、育児休暇を取

るというのは権利として後押しをしていかなければいけないと思うんですけれども、今、人手不足の中で周りに気を遣って、私が抜けたらどうしようとか、日本人はそういう心情が働く中で、上手くタイミングを見計らって子育てに入るといふようなところもかなり難しいというところでもありますので、飛騨市では市の職員も含めてなるべく雰囲気づくりを大切にさせていただいて、人が減っても仕事が回るようにある程度余裕を持った定数にさせていただかなければいけないと思うんですけれども、全国的に若い世代は仕事に追われて子育てに取り組むというような状況ではございませんので、なるべく理解を得ながら飛騨市内の企業ですとか、飛騨市役所職員も含めて若者世代への雰囲気、事業主にとっては明日から出勤できませんというようなことはありがたい話ではないと思うんですけれども、事業主もそこは理解をして、どんどん休みを取って子育てに入っていただくようなことも必要になってきますので、市長をはじめそういった市内事業者に対する理解に努めていただきたいと思いますなと思っております。

拙い質問でございましたが、以上で質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

〔1番 佐藤克成 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で1番、佐藤議員の一般質問を終わります。

#### ◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時55分といたします。

（ 休憩 午前10時51分 再開 午前10時55分 ）

#### ◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

11番、前川議員。

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、4期目最初の一般質問をさせていただきます。

今ほど一番若いフレッシュな佐藤議員の質問を聞いておまして、12年前は41歳だったのですが、どきどきしながらここに立って、後から思えば何をしゃべっているのかなというようなことをやったのかなと思い出しました。それから3期12年ということで48回定例会があつて、「ちょっと休んだら。」という悪魔のささやきには負けず、48回質問をさせていただきました。

今回4期目ということで、これまでに何を質問したのかなと思って過去の通告書をぱらぱらと読み返していった中で、最初に向かっていたのはバスが少ないとかタクシーが少ないという話だったのですが、公共交通の再編ということで、その当時100円バスで飛騨市内を1周するバス

がありましたが、使い勝手が悪いということでその改正。それから古川～神岡間の高校生の定期券が年間20万円を超えるということで、それを3分の1に削減するということを提案させていただき、実行していただきました。それがあった翌年、飛騨神岡高校が初めて定員オーバーした年が出たということで、非常に中学生、高校生も利用されたのかなと思って安心をいたしました。

今、タクシーが少ない、バスも夜10時の古川～神岡間をやってくれという話をして一時動きまして、運転手不足で21時15分、そして今は20時45分ということで、夜の足も減って不便にはなっておりますけど、その当時、たしか令和元年ぐらいだったと思うのですが、この先、人手不足ということで北海道天塩町でライドシェア、相乗り交通というものが始まりましたので、そういったものを飛騨市でやっていただけないかと。60キロメートル離れた稚内市の病院へ行くのに1泊でいかなければいけないという地域で、神岡町も富山県病院へ行くのに不便だということで相乗り交通をとという話をしまして、それに関して見て思い出したのが「今後検討します。」と言ってそのまま止まっているなど思ったので、またこれは今後やっていきたいなというふうに見返しました。

その後はエアコン設置。これは5年前なんですけど、5回ほど立て続けにやりまして、市長にも「エアコンの前川。」とよく言われました。先般の予算特別委員会でもその話が出ましたが、あのかき学校帰りに熱中症でふらっと倒れて病院に運ばれた子も高校生ということで、そういえばそんなこともあったなと思い起こしました。

それからはインターネットのスピード改善とか、いろいろなことをさせていただいて、ここで質問することによって市のほうへもこういったことを伝えていくことをさせていただいたと思います。

私たちは選挙のたびにポスターに何をやるとか、やりたいと書くんですけども、議員は予算の編成をしたりとか執行をするという権利がないので、あれが公約ということなのかどうか私も分からないのですが、そういうことをしていきたいということで今回も12月に一般質問をした3点を書かせていただいて、持続可能なまちづくり、脱炭素の取り組み、そして雪に強いまちづくりという3点を掲げさせていただきました。この4期目はまた16回一般質問をする機会があるので、その点に重点を置きながら、また、飛騨市全体のこと、そして旧の町村単位、それより小さい地元のこと、いろいろなところに目を配りながら意見を聞いて質問をさせていただきまので、いい答弁をいただければ質問も1回で終わりますし、あまりどうかとなるとまた2回目、3回目と一般質問が続きますので、いい答弁がいただければ私もすっきりとして次に移りたいと思いますので、その辺はぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは今回は4つありますので、まず1点目から始めさせていただきます。脱炭素の取り組みについてということで、1点目、市の方向性。2点目は協議会のメンバー。3点目は森林によるCO<sub>2</sub>排出量の削減。4点目、再生可能エネルギーの推進。5点目、CO<sub>2</sub>削減の目標と取り組み。6点目、予算規模と財源について伺います。

飛騨市脱炭素推進ビジョン（案）の概要版の説明が先日ありました。ビジョン策定の目的や地球温暖化による影響、CO<sub>2</sub>排出量の現状とこの先の予測、再生可能エネルギーの導入、地域のありたい姿、脱炭素ロードマップ、目標達成に向けた重点施策の7項目でした。

令和4年3月議会の私の質問で、飛騨市ゼロカーボンシティ宣言、2050年二酸化炭素排出実質

ゼロを目指す」と市長が表明されました。その後、令和4年12月議会で「脱炭素先行地域づくり事業に応募したらどうか。」との質問には、「民間からのグリーン専門人材の登用を検討する。」との答弁があり、令和5年4月からは専門人材の登用が開始されました。また、令和5年12月議会では、「ハードルが高い脱炭素先行地域が無理なら、多少のハードルが低い脱炭素重点対策加速化事業を活用することを考えないのか。」との質問には、「国補助事業など獲得にも積極的にチャレンジしていきたい。」との答弁がありました。昨年の12月議会の少し前ですが、令和5年11月7日には、環境省から第4回脱炭素先行地域の発表があり、岐阜県では初めて高山市が選定されました。そのときには先を越されたなと思いつながら12月議会では質問いたしました。飛騨市の近いうちに脱炭素推進ビジョンが動き出すこととなります。そこで6点について質問いたします。

1点目、市の方向性についてです。

約半年間にわたる脱炭素推進会議で検討されました。新年度予算の中に地域脱炭素化の推進があります。内容は脱炭素ワーキンググループの設置297万円、グリーン専門人材の活用560万円となっています。公開されていない飛騨市脱炭素推進協議会で進められてきました。今後は、この協議会を母体として実践的な調査、検討を行う体制となるようです。そこで、この協議会ではどのような内容の話し合いや検討がされたのでしょうか。また、そこでの方向性についてどのような結論になったのか伺います。

2点目、協議会のメンバーについてです。官民協議会として設置された脱炭素推進協議会です。メンバーは市民、電気事業者、ガソリンやガスの燃料供給事業者、商工団体などと考えられます。それぞれの立場で役割を推進していくこととなります。協議会はどのようなメンバーで構成され、どのような意見があったのか伺います。

3点目、森林によるCO<sub>2</sub>排出量削減についてです。

脱炭素推進ビジョン（案）には、「飛騨市全体の93%を占める森林はCO<sub>2</sub>排出量の約37%を吸収している。」「この先、森林の高齢級化が進むと森林の吸収量は今後減少していく見込み。」「間伐等の森林整備量を維持する。」と記載があり、新年度予算ではCO<sub>2</sub>排出の見える化による市内産広葉樹の高付加価値化があります。森林によるCO<sub>2</sub>の吸収量は、この先のCO<sub>2</sub>実質排出量ゼロに向かう上で重要な部分と考えられます。今後も30%以上の部分を森林の吸収で確保していくつもりはあるのかどうか伺います。

4点目、再生可能エネルギーの推進についてです。

再生可能エネルギーを推進するには、電気の託送、送電の問題が必ず出てきます。太陽光発電は昼間発電し、自家消費や余剰電力の売電が可能です。夜間は蓄電池による電気の供給か、電気事業者から電気を購入することになります。現在ある電力会社を利用することが可能なのか、または、ほかの地域のように地域電力会社をつくる必要があるのでしょうか。今回はオンサイトPPA型太陽光発電の導入促進が検討されているようですが、発電した電気を地域内で生かしていくことが重要です。現在は電気料金を地域外に支払っていますが、地域の中で電気料金を循環させることが今後も人口減少が続く飛騨市が持続可能な取り組みとして重要と考えています。再生エネルギーをどう地域で生かしていく計画なのでしょうか。

5点目、CO<sub>2</sub>削減の目標と取り組みについてです。

2050年度の目標は、CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロです。私たちが生活をするには、CO<sub>2</sub>は必ず発生をいたします。CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロとなる取り組みはどのようなもののでしょうか。また、どのようにしてゼロとカウントされるのでしょうか。

6点目、予算規模と財源についてです。

高効率機器の導入促進、次世代自動車の導入促進、自家消費型太陽光発電の導入促進、オンサイトPPA型太陽光発電の導入促進、地域協働モデルによる中小水力発電の導入促進、木質バイオマス熱利用構想の策定と実証、普及啓発活動の推進、森林吸収源による価値の創出と2030年度までに重点的に推進する8つの施策があります。実施していくにはスピードと予算が必要となります。どの補助事業を活用して飛騨市脱炭素推進ビジョンに向かっていくのかお答えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

脱炭素の取り組みについてお答えいたします。私からは、1点目の地域脱炭素化の方向性についてと、2点目の脱炭素推進協議会について、関連もございまして一括してお答えをさせていただきます。

飛騨市脱炭素推進ビジョンは現在最終調整中ございまして、近日中に市の公式のウェブサイトに公開を予定しておりますけれども、ビジョン策定の背景と目的について改めてご説明をさせていただきます。

まず、ここで言う脱炭素とは、気候変動による影響を軽減するため、温室効果ガスの大気への排出量を実質ゼロにすることを指しております。本市におきましては、昨今の世界的な気候変動を受けて、令和4年3月に表明した飛騨市ゼロカーボンシティ宣言、さらには環境の保全及び創出に関するマスタープランといたしまして、また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画の区域施策編ですけれども、それを包含するものとして、令和5年3月に策定いたしました「飛騨市第3次環境期本計画」において、2030年度の市内の二酸化炭素排出量を2013年度比で46%削減し、2050年度までに実質ゼロを目指すことを明らかにしているところです。

議員ご承知のとおり、これまでも住宅用太陽光発電設備や省エネ家電、事業用設備、電気自動車などの導入支援や住宅の省エネリフォーム、公共施設の省エネ改修などに取り組んでまいりました。また、温室効果ガスを排出、増加させない再生可能エネルギーについても、中小水力発電を中心に民間事業者による発電事業の促進を図ってきたところでございます。

しかしながら、市内における温室効果ガス排出量の現状分析や将来推計、市に適した再生可能エネルギーの選定や導入可能量の把握など、脱炭素化に向けた基礎的な情報の整理が十分にできず、何をどれだけ、いつまでに、どのように対策していけば削減目標を達成できるのか明らかな道筋を見いだせていなかったことから、これを明らかにすることを目的として今回の脱炭素推進ビジョンの策定に至ったものでございます。

地域の脱炭素化は行政単体ではなし得るものではなく、市民や事業者との連携、協力が不可欠です。また、脱炭素を管理や規制と捉えるのではなく、地域の社会や経済をよりよくしていくためのチャンスと前向きに受け止め、市民や事業者がそれぞれにメリットを見いだしながら取り組

む意識を醸成していくことが重要だと考えております。

このため、ビジョン策定における調査検討過程で得られた情報を地域内のステークホルダーに共有し、様々な視点から意見をいただくことを目的といたしまして、市民や民間事業者等で構成する飛騨市脱炭素推進協議会を設置しております。協議会の構成メンバーは14主体で、市民代表として飛騨市エコサポーター。一次産業からは飛騨市森林組合。二次産業からアルプス薬品工業株式会社、神岡鉱業株式会社、協業組合H・C建設、松下電建株式会社、発電事業者を兼ねる事業者もごございます。三次産業から株式会社Edo、社会福祉連携推進法人共創福祉ひだ、エネルギー関係事業から中部電力パワーグリッド株式会社高山支社、北陸電力株式会社神岡営業所、岐阜県石油商業協同組合飛騨支部。各種団体から神岡商工会議所、古川町商工会、飛騨市金融協会にご参加をいただいております。また、オブザーバーといたしまして環境省中部地方環境事務所、財務省岐阜財務事務所、岐阜県脱炭素社会推進課にもご支援をいただいております。

協議会の会議は全4回開催し、ビジョン策定に関する意見聴取を旨といたしまして、事務局から説明を受けて協議会の委員から質疑、意見交換をいただく形式で実施しています。令和5年10月の第1回協議会においては、市からビジョンの策定の背景や目的を説明し、委員による自己紹介、オブザーバー機関による事例紹介、ビジョン策定業務の委託事業者による業務方針の説明を行いました。委員からは、業界や自社における脱炭素への課題や意識、取り組み状況などが紹介され、再生可能エネルギー導入による高コスト化への懸念、車社会である本市でのEV化への適応策などについてご意見をいただきました。

11月の第2回協議会では、委託事業者から各分野における具体的な対策事例や必要取り組み量、地域のありたい将来像のイメージなどを提示いたしまして、委員からは森林によるカーボン・オフセットの可能性、環境・気候変動問題に特化したテーマ設定の必要性、再生可能エネルギーに対する地域理解、エネルギーの地産地消による防災力の強化、ソーラーシェアリングとEV農機具のセット導入、人口減少下における集落の管理などの意見が寄せられました。

令和6年1月、第3回協議会におきましては、温室効果ガス排出の現状分析及び将来推計、削減効果、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル、市内における気候変動の影響などについて市から説明いたしまして、委員からは、排出量の多い事業所に対する支援の必要性、教育現場におけるビジョンの活用、再生可能エネルギー導入の障壁となる要因の明示といったご意見をいただきました。

3月の第4回協議会では、年度の最終回といたしまして、これまで委員から寄せられました意見を反映したビジョンの全体像を改めて説明し、今後の推進体制についても認識の共有をいただいております。

先ほどビジョン策定の目的として申し上げましたように、現段階のビジョンは地域脱炭素化の方向性を明確に打ち出すという性質のものではなく、現状分析及び将来推計から、2030年度及び2050年度におけるCO<sub>2</sub>排出量及び再生可能エネルギー導入量の目標値を設定し、一定の条件下においてその目標値が達成できる対策パターンを当てはめ、市民・事業者へのアンケート結果や協議会での意見を踏まえつつ、これに対応した重点的な取り組み分野を整理した大枠のフレームにすぎません。このため、令和6年度からは個別のテーマを深掘りして協議・検討するワーキンググループを新たに設置し、具体的なアクションの肉づけを図りながら、関係者間である程度共

通したイメージを描けるようになった段階で、これを取り組みの方向性として分かりやすい絵図のような形に取りまとめ発信していきたいと考えております。

なお、脱炭素推進協議会についても、本市における脱炭素に関する総合的な協議・検討を行う母体組織として、令和6年度以降も継続的に開催していく予定でございます。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、私からは3点目から6点目までの質問について答弁させていただきます。

まず、3点目の森林による二酸化炭素排出量削減についてお答えいたします。

飛騨市脱炭素推進ビジョンにおいて算出した二酸化炭素排出量と市内に存在する森林資源全体による二酸化炭素吸収量は、2020年度における二酸化炭素排出量が38万300トン、吸収量が14万2,500トンで、森林の吸収量は排出量の約37%となります。

これに対し、国の中長期の目標年度となる2030年度と2050年度の吸収量の推計した値は、2030年度が11万1,300トン、2050年度が6万1,600トンと減少することが見込まれます。これは樹木の高齢級化に伴い吸収量が減退化していくことが要因ですが、今後も現状と同程度の年間約180ヘクタール程度の森林整備が継続して行われる場合は、年間7,100トン程度の吸収効果を見込むことができますので、ビジョンでは吸収源としての森林の適切な整備を今後も継続していくこととしております。

続いて、4点目の再生可能エネルギーの推進についてお答えします。

当市では豊富な水資源を活用した中小水力発電所が多数稼働しており、長期安定的な税収や雇用を生み出していますが、つくられた電気は都市部へ供給され、地産地消の仕組みがないことが再生可能エネルギー推進の課題の1つと認識しています。

先ほどお答えしましたように、森林による二酸化炭素の吸収量だけでは当市の2050年実質ゼロの目標達成は見込めず、達成には再生可能エネルギーの導入が不可欠となります。今年度の脱炭素ビジョンづくりにおいて、地域の特性などを踏まえて当市に適した再生可能エネルギーを検討した結果、太陽光発電を重点的な普及対象、中小水力発電を中期的な普及対象、木質バイオマス熱利用を中長期的な普及対象としました。これらについて、今後重点的に取り組む施策としてビジョンに示したものは、太陽光発電では、系統連系の問題が少なく災害時などの非常用電源としても利用できる自家消費型太陽光発電の導入促進や、工場や事業場など規模が大きい場合などに初期費用がゼロで導入できるPPA第三者所有型モデルの地域実装の促進。中小水力発電では、開発に伴う河川環境への影響を最小限に抑えつつ、地産地消、地域協働を前提とした水力発電事業のモデル構築。木質バイオマス熱利用では、熱利用ニーズの把握や木材の調達加工など、需要と供給の両面からの現状や課題の検証です。

具体の取り組みについては、再生可能エネルギー分野に関する市内のステークホルダーを中心としたワーキンググループを立ち上げ、国内の様々な動きや他地域での取り組みなどの知見を有する専門家の伴走支援を受けながら、再エネ導入に関する手法や事業の実行体制等の検討、構築

を行ってまいります。

続いて、5点目の二酸化炭素削減の目標と取り組みについてお答えします。

当市でも国の目標に準じて2050年度の二酸化炭素排出量実質ゼロを目標としており、これは生活や経済活動などからの排出量から森林による吸収量を差し引いてゼロになることを目指すものです。2050年度の排出量の推計32万4,100トンに対し、森林による吸収量は6万8,700トンで、3点目でお答えしましたように、森林の吸収量だけでは実質ゼロにはできません。このため、森林整備量を維持しつつ、再生可能エネルギー導入による削減で3万1,600トン、省エネルギー対策による削減で4万3,500トン、全国的なエネルギー需要の変化による削減で18万1,700トンの削減を合わせて実質ゼロ以上を達成することを目標としています。

今後取り組む重点施策は、4点目でお答えしました再生可能エネルギー分野のほか、省エネ分野では、住宅、事業所等での照明や空調などの高効率機器の導入や次世代自動車の導入の促進、また、地域の脱炭素化を自分事と捉え、仕事や暮らしの中で自発的な行動を取ることができるよう意識醸成するための環境教育やイベントの普及啓発を重点施策としています。これについても、分野ごとにワーキンググループを立ち上げ、具体の手法や実行体制について検討を行ってまいります。

6点目の脱炭素化の予算規模と財源についてお答えします。

今回、飛騨市脱炭素推進ビジョンにおいて目標値が達成できる対策パターンを当てはめ、重点的な取り組み分野を整理した大枠のフレームとして8つの施策を設定いたしました。これらを実行していくためには、市民や事業者の皆さんが脱炭素を自分事として捉え、脱炭素への取り組みを地域経済へ波及させる仕組みづくりが必要です。そのため、分野ごとのステークホルダーでワーキンググループをつくり、専門家のアドバイスを受けながら取り組みを自ら考え、事業化の方向が具体化してくれば国や県の補助制度を積極的に活用して実行していくための中間支援機能を担うプラットフォームの構築なども目指していきます。

現時点では具体の事業が固まっておらず、予算規模や財源の想定はございませんが、脱炭素関係の国・県の補助金は各省などにまたがり、様々なものがあります。そこで、新年度において環境課に専門の係を設置し、グリーン専門人材をこの係に配置するとともに、常勤に拡充し、情報収集や市民や事業者の皆さんの相談窓口として対応してまいりたいと考えております。特に、国の補助金については年々採択基準が厳しくなっているものもありますので、内容を十分に検討し、可能なものについては積極的に獲得を目指したいと考えております。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○11番（前川文博）

2030年度の46%の削減目標、2050年度の実質ゼロというところは以前からある話でありますし、メンバーが14の団体があつていろいろと協議をされてきたと。今後よりよくしていくチャンスとして向かっていくという話もあつたと思います。令和6年には個別に深掘りをして、方向性を取りまとめて発展していくような答弁があつたと思います。その中でどのような意見があつたのかというところで排出量の多いところへの支援とか、当然大企業の熱を使うところですかかなりのCO<sub>2</sub>を出しておりますので、そういったところの支援というのは重点的になってくると思います。

そこで、幾つかちょっと再質問をしていきますが、3点目の森林のCO<sub>2</sub>削減、これが今37%、森林の整備が180ヘクタールの整備ということでやっていってなっていると。5番目のほうでも森林の整備を引き続き行っていきたいと。それにあと足りない部分の補いということで幾つか出てまいりましたが、この森林整備、間伐とか広葉樹のCO<sub>2</sub>見える化で付加価値を付けて、広葉樹の間伐ということも出てきていくと思うんです。なぜ広葉樹の間伐と言うかといいますと、10年ぐらい前に広葉樹にカシノナガキクイムシというのが全国的にはやって、木が立ち枯れするという病気がありました。これも山の手入れをしなかったのも木が老齢化して老木になって、虫が入ってきても自力で、要は免疫力がなくて虫に負けて枯れていくという病気で50年、60年たつとそういうふうになっていくのですが、昔は木を切って薪にするということで山も若返っていたのですが、そういうことも必要になってきます。

180ヘクタールの整備ということでしたが、飛騨市は93%が森林ですが、これは広葉樹のほう、今は広葉樹のまちづくりもありますし、針葉樹もあります。もうちょっと増やして、このCO<sub>2</sub>削減数値を増やしていくということも1つの手だと思っております。これをやれば7年とか10年間このCO<sub>2</sub>の削減がカウントされるはずですので、その辺はどうですか。増やしていけるような見込みはありますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

森林の整備に関してということなので、私のほうで答えさせていただきます。

前川議員おっしゃるとおり森林整備をすることでCO<sub>2</sub>を固定するという事は非常に大事なファクターというか、まさにカーボン・オフセットになるかと思っております。

それで、今大体180ヘクタール、これは県の統計データを使っているのですが、この辺りの数値的なものは今後国の補助とか、あるいは森林環境譲与税とかの財源も踏まえながら積極的に整備を進めていきたいと思っております。ただ、2つありまして、1つは森林だけを考えますと吸収と固定があります。吸収のほうは、例えば間伐するとほかの木の成長がよくなるのでそこで吸収すると。一方で、間伐するとそのままだ材を残してそこで腐食・分解が進むと、結果としてはその部分がまた放置されるということになりますので、我々としては森林の環境整備をしながら、そういったできるだけ間伐とかの未利用資源をどう使えるか、あるいは用材として使う、あるいは堆肥化して土中に固定する、こういった可能性について引き続き併せて考えて、総トータルで温室効果ガスの抑制というか、そうならないように引き続き研究もしていきたいと考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。確かに間伐すると成長量で吸収量が増えるというのがありますし、切ったものの処理というのものも出てまいります。

ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、案の中で木質バイオマスの熱利用というところも1つあったのですが、以前、私の質問だったかほかの方だったか、本会議か予算特別委員会かも覚えていないのですが、木質バイオマス発電のお話があったときに、もうこの飛騨地域では木質バイオマスの燃料になるチップが供給できないよという話があったのですが、その辺は対応できるという見込みで木質バイオマス熱利用というところが今上がってきているのか、その辺はどうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

木質バイオマスの発電に関しましては、やはりその材の供給ですとか、とコストというか経済性みたいなどころからなかなかハードルが高いということは認識しております。この熱利用につきましては、材も多ければ多いほどいいわけですが、ある程度市内からの供給及びこの飛騨圏域での供給ということも考えますと、そこは可能性があるのかなと考えております。

○11番（前川文博）

この木質バイオマスの熱供給は岩手県の紫波町で10年ぐらい前から始めて、小さなまちづくりで役場とか公共施設、そして住宅街に温水を回して、それを熱交換して家で利用するというところでやっていたんですが、これはやっぱりかなりの量が必要ということでありました。これは今後、森林整備を増やしていけば増えてくるのかなということでは対応していただきたいなと思います。

それから先ほど補助制度の話でこれからということがありましたが、これ2023年7月25日に飛騨市のホームページでオンサイトPPAに係るサウンディング市場調査結果の中で、これは向こうから出てきたものを書かれていると思うのですが、「活用を見込む交付金・補助制度」で、環境省、経産省、環境省と幾つかあるのですが、この辺の部分ですね、再エネ省力化による事業促進とか、系統用蓄電池の導入の配電網合理化などを通じた再エネ導入加速化とかあるのですが、この辺は今の段階で向かっていけるとか、今のビジョンの中で使っていけそうだとか、その辺はどういう見込みでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

オンサイトPPAでいきますと、例えば自治体として公共施設に導入する場合はイニシャルコストなしで導入可能ということもございますし、私どもといたしましては今おっしゃっていただいたように国の様々な補助金もございます。公共施設への導入については十分検討はしているのではないかと考えております。

○11番（前川文博）

今オンサイトPPAの話が出ました。市の所有する公共施設などでということで、屋根を利用するとか書いてあると思いますが、太陽光発電についてここ1年、2年の間で飛騨市の土地を使ったり建物の壁面につけるとか屋根に載せるというのを調査されて、たしか無理だという結論が出ていたと思いますが、その辺はどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

公共施設につきましては、令和5年度でも検討はしているんですけども、やはり建物に直接つけるということについては耐震であるとか、強度の面からもなかなか難しいのではないかとことです。今、水道施設等々についてある程度の敷地面積があるところについてどうかという検

討をしているところでございますけども、経済的な面も含めて検討しているという状況でございます。

○11番（前川文博）

分かりました。地べたに置くということであればたしかそのようなこともあったと思います。やはりこの再エネを進めていくには、先ほどもあった地域と協力していくとか、地域で経済を回すという話がありました。太陽光発電にしろ、ほかの電力にしろ、地域で発電したものを地域の中で落として還元すると。例えば1軒の家で月に1万円の電気代を使っていれば、5,000軒あれば月に5,000万円じゃないですか。年間にすれば6億円というものがこの地域の中での経済循環につながるので、ぜひその辺を考えていただきたい。

あと、地域単位での脱炭素化の検討が必要ということも答弁でありました。脱炭素化を地域で取り組んでいくチャンスなんですけども、これが進んでいきますと、脱炭素化を進めていく上での、地域での人と人のつながりというものが強くなっていくと思うんです。こういうことをすればCO<sub>2</sub>削減できるのでやっていきましょうという部分での地域の協力、そしてその地域が発展していくということで、ぜひこの辺は進めていただいて、向かっていただきたいと思います。

それでは次、2点目に移ります。医療従事者住宅についてです。1点目、公募の結果事業者はどこに決まったのか。2点目、医療従事者向け住宅と一般向け住宅の戸数は。それから3点目、工事のスケジュールと既決予算での対応は大丈夫か。4点目、地元町内会との関係ということでお伺いいたします。

令和6年1月29日に公募型プロポーザル飛騨市民病院医療従事者用住宅の審査が行われました。そこで、その4点について質問なんですけど、公募の結果、事業者はどこに決定したのかということ。今回の公募型プロポーザルには幾つの事業者の応募があったのでしょうか。また、どこの事業者に決定したのでしょうか。

2点目、医療従事者住宅と一般向け住宅の戸数についてです。

令和5年9月議会の一般質問の答弁では、「医療従事者向け6戸と一般の賃貸住宅を提案してもらう。大きな課題である神岡町内のアパート不足に対応するとともに、中心市街地の活性化に寄与することを目指す。」とされました。今回提案された内容はどのようなものでしょうか。

3点目、工事のスケジュールと既決予算での対応は大丈夫ですかということ。です。

審査が終了し事業者が決定したことで、今後工事が始まります。既存の建物撤去などを含め、どのようなスケジュールで実施されるのでしょうか。また、以前既決した3,500万円の予算で対応できるのでしょうか。

4点目、地元町内会との関係についてです。

医療従事者住宅が完成し、一般の会社という社宅扱いの建物となります。集合住宅は近所付き合いがないことが多いです。今回は中心市街地の中にあり、ごみの集積所や除雪など町内会との連携も必要と考えられます。また、この当該の町内会は、火災後に転居された方も多く、現在はほんの数件で構成されています。運営事業者と入居者、町内会とはどのような関係で考えていくのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔神岡振興事務所長 三井大輔 登壇〕

□神岡振興事務所長（三井大輔）

それでは、医療従事者住宅につきましてご質問いただきました4点につきまして、私から全て一括をしてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の飛騨市民病院医療従事者用住宅賃借業務事業者選定に係る公募型プロポーザルに応募のあった事業者についてですが、すみれアセットマネジメント株式会社1社のみ応募でございました。この提案内容について審査会にお諮りをして決定をしたということでございます。

次にご質問のあった住宅の戸数ですが、応募のあった提案は、公募要件どおり医療従事者向け集合住宅6戸1棟を建築するという内容で、残用地については駐車場として活用したいというものでございます。このうち、医療従事者用住宅はコンパクトで単身者が使いやすい設計となっており、職場となる病院はもちろん、コンビニなども徒歩圏内でございますので、勤務が不規則な医療従事者の方でも快適に生活ができる住宅になるものと考えております。

また、残用地の活用については貸付集合住宅の建設提案を期待していたところでございますが、建設資材の価格が急激に高騰している中、神岡町の現状と将来見通しを慎重に調査した結果、集合住宅は投資回収が見込めないという判断をしたということでございます。

また、提案内容につきましては、月極駐車場などではなく、今回応募のあった事業者が近隣にあるビジネスホテルを改修し増室する予定となっており、その宿泊者の駐車場として利用したいというものでございました。

これについて、審査会においても地元の市民代表委員から、「神岡の市街地で宿泊予約が取れないとの苦情があり、賃貸住宅よりホテルの増室に資するほうがありがたい。」と、市街地の交流人口が増えることへの期待をするご意見でございますとか、「地域イベントの際には駐車場活用の協力をお願いしたい。」などのご要望もあり、これらを勘案して今回の選定に至ったところです。

次に工事のスケジュールについてですが、夏頃までに擁壁工事、既存住宅の撤去、駐車場整備を順次行い、来年2月までには医療従事者向け集合住宅完成して、令和7年4月から入居が可能となる予定です。

擁壁工事及び既存住宅の撤去費用については、工事完了後に清算することとなっておりますが確定はしておりませんが、予算の中で余裕を持って工事が完了できる見積もりが提出されており、今後予定した工事に大幅な変更などがなければ、当初想定した程度の工事残金が前払い家賃に充当されるものと見込んでおります。

最後に、地元町内会との関係についてですが、除雪については冬季は駐車場の一部を雪置き場にするなど、敷地内での適切な除雪計画が提案されており、ごみ収集等についても地域のルールに従って適切に対応することを事業者を確認をして決定しております。ごみ収集の具体的な方法などにつきましては、今後、借り主である市民病院も含めて詳細に検討していくということになります。振興事務所といたしましても、近隣住民の皆様方との関係が円滑に進むよう、引き続き支援をしてまいります。

〔神岡振興事務所長 三井大輔 着席〕

## ○11番（前川文博）

医療従事者向けの6部屋のみということで、ちょっと思いが違うんですけど、資材の高騰であそこも擁壁を造るのにかなりお金がかかるので致し方ないのかなということもありますが、でも結構面積的には広いんですよ。その残りをあとは駐車場として活用ということで、それが近隣のビジネスホテルの駐車場ということでございました。地元の方もそこにいられての話で、そういう要望ということであれば地域としての話でもいいのかなと思います。

1点確認ですが、ここは飛騨市が買い上げた土地です。そこを今医療者向け住宅としての設備を造るということで貸し出すと。賃貸料を取るということですね。そうすると、この借りた土地をさらに同じ会社なり、別の会社になるのか分かりませんが、そこに駐車場として貸した場合、そういう流れというのは市の規定上は問題ないということでしょうか。

## ◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

## □神岡振興事務所長（三井大輔）

今回の駐車場につきましては、その利用が住宅及びホテル利用客に限定されておりまして、あくまで業務内の用途として定められておるということですので特に問題ないと思っておりますし、今後も用途につきましては、都度、協議しながら賃借をしていきたいと思っております。

## ○11番（前川文博）

夏頃までにあそこの建物が撤去されて、造成工事も終わると。来年の春には住宅が完成して、住んでいくということでした。先ほども言ったように火災で5軒、6軒の方が別のところに転居されたものですから、たしかあそこの町内会は4軒でもっているんですね。やっぱりごみの当番とかいろいろなものがありますので、その辺はきちんと業者さん、市、地元の方と話して、いい対応をしていただきたいと思います。

それでは3点目、命を守る対策についてということで質問いたします。1点目は、火災発生時の放送について。2点目、同報無線のノイズ対策。3点目、自治会、町内会の備蓄倉庫について。4点目、町内会単位での補助金申請は可能かということでお伺いいたします。

今年は、元日の午前中に市営住宅の火災が発生。午後には能登半島地震と続きました。曜日や時間を選ばないのが災害です。飛騨市では防災対策などは危機管理課が主体となり対策が進められております。今回は私14番のくじを引きましたので最後ということで、能登の震災ではほかの議員の方が防災の関係、備蓄品などのことで質問されると予想しておりましたので、あえて防災備蓄ではなくて命を守る対策という観点での質問をさせていただきます。

1点目、火災発生時の放送のことです。

令和5年12月1日から、火災発生時におけるサイレン吹鳴と放送の運用が変更されました。その運用が変更された当日に神岡町中心市街地で建物火災が発生しました。家庭内の同報無線の放送が聞こえなく、付近が騒がしいことで外に出たら近所の火災に気がついたという声が続つか聞かれました。大地震やJアラートと同じで、火災発生時の放送も緊急放送と考えられますが、なぜ音量が小さくなったのでしょうか。今回は昼間の住宅街で発生いたしました。深夜に発生した場合、放送に気がつかず逃げ遅れることも考えられます。どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

うか。

2点目、同報無線のノイズ対策です。

令和8年の同報無線のデジタル化に向けて更新が進められています。今LEDが普及した頃は、LEDの影響で放送の受信ができなかったり、ノイズの問題が発生いたしました。最近では放送終了時の信号がうまく受信できず、ノイズが永遠と流れることもあります。電源を切って入れ直せば直りますが、こういった不具合の対策はないのでしょうか。

3点目、自治会、町内会の備蓄倉庫についてです。

町内会や自治会に防災備蓄品が一部配布され、それぞれで管理をしています。神岡市街地は地域の公民館などの施設がなく、振興事務所に置いているケースもあります。指定避難所や一時避難所も市の備蓄品でいっぱいになり、これ以上置く場所がない状況もあります。避難所付近に簡易倉庫などを自治会や町内会で設置して管理していくことも必要と考えます。簡易倉庫を設置するために、市有地を提供していくことは考えられないのでしょうか。さらには、中心市街地に市の防災倉庫を設置することも今後必要と考えられます。ふれあいセンター付近は水害で浸水する可能性がある場所で適していません。数年前の大雨では山田川が危険な状態となり、川西地区から中央や東町方面に移動することも危険な状態が発生いたしました。こういったことも踏まえ、例えば福祉会館跡地など、高台に飛騨市の防災備蓄倉庫を設置していくことも今後必要ではないのでしょうか。

4点目、町内会単位での補助金申請は可能ですかということです。

飛騨市自主防災組織活動支援補助金交付金要領には、「自主防災組織 原則として、飛騨市行政区等設置条例に定める行政区又は行政区等が組織する自主防災組織を単位」とあります。以前、神岡町の船津中央自治会を解散した後、行政区でなくても町内会単位で申請が可能との回答ももらっています。この取り扱いは現在も続いていると認識していますが、よろしいでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔消防長 堀田丈二郎 登壇〕

□消防長（堀田丈二郎）

火災発生時の放送についてお答えします。

火災発生の際にサイレンを吹鳴し広報する目的は、消防団員の招集のためです。令和5年12月にサイレン吹鳴と放送の運用を大きく2点変更させていただきました。1点目は、それまで全市一括でサイレンを鳴らしていたものを出動する消防団の方面隊の町のみサイレン吹鳴に変更しました。もう1点は、緊急一括モードで放送していたものを通常モードで放送するよう変更しました。これにより、各家庭の戸別受信機はボリュームに関わらず最大音量で放送されていたものが、戸別受信機の設定した音量で流れるようになりました。

次に、変更した理由ですが、特に深夜の火災において管轄の方面隊以外の消防団が出動しないのに全市にサイレンを鳴らすことの必要性について市民から意見をいただくこと。また、夜間等に戸別受信機から最大音量でサイレンが鳴ることによる血圧が上がる、動悸が止まらない、心配で眠れない、その後体調不良が続くなど、健康被害の苦情もいただいていることが理由です。

一方、緊急放送として例示されましたJアラートについてですが、弾道ミサイル攻撃や緊急地

震速報、大津波警報などの緊急放送を総務省消防庁からのエリアメールや市町村の防災行政無線を自動起動して発信するものですが、広範囲に被害が瞬時に発生することが予想される場合に、国民の命を守るために発出される緊急放送であり、消防団招集のための火災のサイレンとは概念が異なるものと考えております。

〔消防長 堀田丈二郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは次に、同報無線のノイズ対策についてお答えします。

戸別受信機が放送終了の信号を受信できない不具合は、アナログ式受信機の特徴であるため根本的な解決は技術的に難しいところですが、防災行政無線のデジタル化事業において戸別受信機をデジタル式へ換装しますので、これにより不具合が解消するものと見込まれております。

次に、LEDによる電波障害ですが、LEDで使用しているインバーターは電球が点灯している間はノイズを発生し続けるため、防災行政無線で使用しているFM周波数帯で受信障害が生じます。これはLED固有の特性であるため、建物内でのインバーターの影響が少ない場所を選んで設置し直すか、屋外アンテナを設置することで電波障害の影響を緩和できます。

続きまして、備蓄倉庫についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、神岡市街地では避難所に適した施設が少ないため、防災備蓄品の保管に各種制約が課されている状況にあります。防災備蓄品は原則として各避難所で使用することを目的としており、市備蓄品は市指定避難所で、区備蓄品は区の一時的避難所で使用します。このため、備蓄品を使用する具体的避難所がない中で、備蓄品倉庫を設置して備蓄品を保管することは、平常時における保管管理業務や発災時の運用等において効率が悪いと見られ、振興事務所にまとめて保管しています。また、自主防災組織が防災倉庫等の防災用品等を購入する際には、補助金による援助をしており、防災倉庫設置のための市有地利用については、振興事務所にご相談いただければ可能な限り対応したいと考えています。

最後に、補助金の対象についてですが、議員ご指摘のとおり飛騨市自主防災組織活動支援補助金交付要綱では、「原則として飛騨市行政区等設置条例に定める行政区等又は行政区等が組織する自主防災組織を単位とする。」と定めています。この趣旨は、市民が自主的に地域の防災対策を確立するための組織活動を支援して、地域の防災力を強化することを目的としています。

このため、行政区でなくても町内会単位での申請は可能ですが、その前提は、地域防災力を強化する活動をするということです。具体的には、申請する単位組織としての防災計画を作成して、避難経路・方法や、防災に関する各構成員の役割分担を明確にするとともに、防災訓練や防災知識普及活動等を行うことです。これらの諸計画が作成され、危機管理課に提示されれば、要綱に従って補助金による援助をいたします。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○11番（前川文博）

火災のサイレンですけども、消防団の招集のためのサイレンということでしたが、私もそうで

すけど、多分普通は緊急放送で火災を知らせると思っております。この辺は12月1日から改正されたんですけども、これの周知というのはいつ頃市民のほうにされていますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

1月の回覧の中で周知しております。

○11番（前川文博）

12月にスタートするのであれば、その前に周知していくのがいいのではないかと思いますので、今後はそのようにしていただきたいと思います。

あと防災備蓄倉庫、それから補助金の話については、先ほども言いましたけど町内会で3軒、4軒、5軒というところは組織のつくりようがないということがありますので、それも今後考慮していただきたいなと思います。

それでは最後、4点目のほうに入らせていただきます。書かない窓口サービスについてです。

全国で今広がりつつある書かない窓口サービスですが、これを進めていく上で時間短縮、記入回数の削減ということが目的ですけども、一番あれなのは住民票や課税証明書が必要なときに、今は市民保健課と税務課の2か所で書いてもらうんですけど、こういったものは同じ市の書類であれば1か所で出せたら楽だよなというのが思いであります。

今後こういったことも書かない窓口サービスを導入したときに窓口も一本化、たしかお悔やみもワンストップ窓口で1か所でやるようになってきておりますが、こういったことに対応までされるのかどうかお伺いたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、私からは書かない窓口サービスについて答弁させていただきます。

書かない窓口サービスの実現に向け、今年度、庁舎の若手職員を中心とする窓口改革プロジェクトチームが、市民の立場から転入、お悔やみ手続きを実際に行って問題点等を洗い出す体験調査を実施したところ、申請書の記入枚数、氏名、住所の記入回数、分かりにくい案内表示、福祉関係の手続きのために本庁舎からハートピア古川へ移動する必要があるなど、様々な課題があることが分かりました。

議員ご指摘のとおり、窓口サービスの究極の形は本庁舎1階に窓口機能を集約し、1か所で窓口業務を行うことと考えますが、これを実現するためには大胆なレイアウトの見直しを行うための施設改修や組織の再編を行う必要があることから、まずは体験調査で洗い出した課題を踏まえ、手続きの仕分け、業務フローの見直し、庁内の連携体制等の検討を行い、各課で横断的に連携しながら細部を調整し進めていく必要があります。

このため、来年度は、お悔やみ手続きと各種証明書発行手続きの見直しを行いつつ、具体的な推進計画を策定することとしており、今後はこの計画に沿って段階的にサービスの導入、拡大を図る予定としております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

正午を過ぎましたが、このまま続けさせていただきます。

○11番（前川文博）

職員が体験されてやってきたということですけども、今あったお悔やみの窓口は一本化されて、そこに行けばほかの課が来たりしてやれるということで現状行われているんだと思いますけども、住民票と課税台帳は収納するところが違ってできないという話があったのですが、そういった課題は大丈夫ですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

今まさしく議員がおっしゃられたことが1つの課題となっております。当然それぞれの持つ個人情報も変わってくるところでございますので、そういったところを含めて今後どうやってやっていくのかということを検討して進めていきたいと思っております。

○11番（前川文博）

前に、神岡振興事務所も1階へ行ったり3階へ行ったりということで不便があって1階に事務所が移ったということもありますので、市民の利便性向上に向けてお願いいたします。以上で終わります。

〔11番 前川文博 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で11番、前川議員の一般質問を終わります。

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第44号、飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてまでの26案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり常任委員会に付託いたします。

次に、議題になっております議案第45号、令和6年度飛騨市一般会計予算から議案第54号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの10案件につきましては、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後0時02分 再開 午後0時04分 ）

## ◆再開

## ◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

## ◆日程第39 議案第55号 飛騨市副市長の選任につき同意を求めることについて

## ◎議長（井端浩二）

日程第39、議案第55号、飛騨市副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

## △市長（都竹淳也）

それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。

飛騨市副市長を選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

選任者について申し上げます。氏名は、藤井弘史さん。任期は令和6年4月1日から4年間。提案理由は、辞任による選任でございます。なお、生年月日、住所、略歴は記載のとおりでございます。

この副市長の選任につきましては、湯之下明宏副市長の退任によるものでございます。湯之下副市長には平成30年4月より6年間にわたって私の右腕として市政を支えていただきました。現在2期目の2年目ですが、以前より市長改選のタイミングで勇退される旨を話し合っていたところであり、今回交代していただくこととなりました。この間、市職員の相談役となり、また、出張が多い私の代理として様々な行事をこなしていただきました。常に温厚で実直なお人柄で、誰からも愛され、信頼される副市長であったと思っております。在任期間中、コロナ禍という難しい時期がありましたけれども、こうして乗り越えてくることができたのも湯之下副市長のおかげだと思っております。心から感謝を申し上げるとともに、今後も市政のご指導よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

後任には藤井弘史市民福祉部長の選任を提案させていただきました。私は、副市長は市役所の職員の中から選任するという方針としておりまして、市職員と私の間に立って市役所全体をまとめていただくとともに、私の相談相手となり、また、時には苦言を呈していただく役割を期待しております。藤井さんも温厚で明るいお人柄で、決断力と安定感があり、私に対してもしっかりと意見を述べてこられました。また、市役所の中でも最も大きい組織であり、複雑で難しい市民福祉部の業務をよく理解し前進させていただいている手腕を私自身高く評価してきたところでございます。市職員からの信頼も厚く、メリハリをつけて仕事される方であり、働き方改革も求められる時代の中で市職員のおよき相談相手にもなっただけのことも含め、藤井さんが副市長として最適任の人物と判断いたしました。

以上、提案説明とさせていただきます。何卒ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号につきまして、委員会付託は省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって議案第55号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり同意されました。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後0時08分 再開 午後0時09分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議長（井端浩二）

ただいま選任同意されました藤井弘史君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

発言のお許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

ただいまは、私の選任について同意いただきまして、身に余る光栄であります。また、同時にその責の重さ大きさに身の引き締まる思いであります。合併20周年を迎え、これまで飛騨市職員として行政に携わってきた経験を生かして都竹市長を補佐し、持続可能な飛騨市づくりを追求す

るとともに、引き続き元気であんな誇りの持っているふるさと飛騨市の実現に向けて、元より微力ではございますが、職員と力を合わせ誠心誠意全力を尽くしてまいります所存であります。議員皆様方の御指導御鞭撻を賜りますことをお願いいたしまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（井端浩二）

よろしくをお願いいたします。

◆日程第40 議案第56号 飛騨市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

◎議長（井端浩二）

次に、日程第40、議案第56号、飛騨市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。

飛騨市教育委員会教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任命者について申し上げます。氏名は下出尚弘さん。任期は令和6年4月1日から3年間。提案理由は、任期満了による任命でございます。なお、生年月日、住所、略歴は記載のとおりでございます。

この教育長の任命につきましては、沖畑康子教育長の任期満了に伴うものでございます。沖畑さんには2期6年間にわたり飛騨市教育委員会のトップとして飛騨市の教育をリードしていただきました。特に、就任された年から開始した飛騨市学園構想や飛騨市民カレッジに代表される生涯学習、大きく前進した歴史の分野、地域部活動や施設整備など、課題の多いスポーツの分野、さらにはご自身も造詣が深い文化芸術においても大きな実績を上げていただきました。何より、学校教育において常に子供たちのいいところを見つけ褒めて伸ばす姿勢には私自身も多くを学ばせていただきました。今回、任期満了を節目としてご勇退となりますけれども、これまでのご尽力に心から感謝を申し上げるとともに、今後とも御指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

後任には下出尚弘古川小学校長の任命を提案させていただきました。下出さんは、私が市長に就任した翌年の学校教育課長であり、飛騨市学園構想をゼロから形にされた立て役者であります。また、現在力を入れている学校作業療法にも先頭に立って取り組まれております。さらに美術のご専門であり、私の重視している文化行政にも精通しておられるなど、現在の飛騨市教育を最も深く理解する方であると高く評価をいたしております。温厚実直なお人柄で児童生徒、市民からも熱い信頼を受けておられ、教育長として最適任の人物であると判断をいたしました。今後の飛騨市の教育をさらに大きく発展させていただけるものと期待をいたしております。

以上、提案説明とさせていただきます。何卒ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第56号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり同意されました。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後0時15分 再開 午後0時18分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。明日、3月22日から3月28日までの7日間は常任委員会、予算特別委員会のため本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、3月22日から3月28日までの7日間は本会議を休会することに決定をいたしました。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の開会は3月29日、金曜日、午前10時を予定しておりますので、本日はこれにて散会といたします。どうもお疲れ様でした。

（ 閉会 午後0時19分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長                      井端 浩二

飛騨市議会議員（12番）              野村 勝憲

飛騨市議会議員（13番）              籠山 恵美子